

広島県立技術短期大学校設置及び管理条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三号

広島県立技術短期大学校設置及び管理条例

(設置)

第一条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第二項の規定に基づき、同法第十五条の六第一項第二号に規定する職業能力開発短期大学校として、広島県立技術短期大学校（以下「短期大学校」という。）を設置する。

(位置)

第二条 短期大学校の位置は、広島市西区田方二丁目とする。

(訓練課程)

第三条 短期大学校に専門課程を置く。

2 専門課程の訓練科、訓練期間及び定員は、規則で定める。

(入学資格)

第四条 短期大学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認める者とする。

(入学許可)

第五条 短期大学校に入学しようとする者は、規則の定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(退学処分)

第六条 知事は、前条の規定による許可を受けて入学した者（以下「学生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則の定めるところにより、退学させることができる。

- 一 短期大学校の秩序を乱し、その他学生としてふさわしくない行為があったとき。
- 二 卒業の見込みがないと認められるとき。
- 三 この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

(職員)

第七条 短期大学校に校長その他必要な職員を置く。

2 校長は、知事の命を受けて校務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(授業料等)

第八条 短期大学校の入学選考を受けようとする者は選考料を、短期大学校に入学しようとする者は入学料を、学生は授業料を納付しなければならない。

2 前項に規定する選考料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、月の全日数にわたり休学した場合又は退学若しくは学年の中途の卒業により月の全日数にわたり在学しなかった場合の授業料の額については、授業料の年額の十二分の一に相当する額に十二からその月数を減じて得た数を乗じて得た額とする。

3 既納の授業料等は、返還しない。ただし、授業料については、前項ただし書の規定に該当する場合その他知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(授業料の減免及び徴収猶予)

第九条 知事は、やむを得ない事情により授業料の納付が困難と認められる学生に対しては、授業料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、短期大学校の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第四条、第八条(選考料及び入学料に係る部分に限る。)及び第十条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

別表(第八条関係)

授業料等の種類	単位及び金額	
選考料	一八、〇〇〇円	
入学料	県内の者	一六九、二〇〇円
	県外の者	一三六、八八〇円
授業料	年額三九〇、〇〇〇円	

備考 この表の県内の者の入学料は、入学手続の開始の日の属する月の初日において引き続き一年以上県内に住所を有している者に、県外の者の入学料は、その他の者に適用する。